

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高橋 はるみ

1の(1)のイの事項中「牛14万4,210頭分」を「牛20万9,000頭分」に改める。
10のAのbの事項中「144,210」を「209,000」に改める。

目次

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正…………… (食品衛生課)	43
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	43
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	43
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事 の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正…………… (漁港漁村課)	44
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	44
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	44
○道路の供用の開始…………… (道路課)	45
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	45
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等…………… (河川課)	45
○河川予定地の指定の一部改正…………… (河川課)	45
○海岸保全区域の指定の一部改正…………… (砂防災害課)	45
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 …………… (出納局総務課)	46

公 表

○水防法による浸水想定区域の指定…………… (河川課)	46
-----------------------------	----

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	46
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	47
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	47

告 示

北海道告示第114号

平成21年北海道告示第85号(特定調達契約に係る入札の公告)の一部を次のように改正する。

平成21年2月20日

北海道告示第115号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成21年2月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
新高倉北	農地集積加速化基盤整備(区画整理、農業用排水施設、客土、暗きょ排水)	北海道石狩支庁
中小屋東	同	同
拓新	同	同
美原	同(農業用排水施設、客土、暗きょ排水)	同

北海道告示第116号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(熊牛中地区畑地帯総合整備[担い手育成型](農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水、土層改良))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成21年2月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年2月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第117号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年2月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

鬼鹿漁港（小平町）の項を次のように改める。

鬼 鹿 漁 港 (小 平 町)	1 第2-2.5メートル物揚場のうち別図に示す30メートル	3隻以内	周年
	2 船揚場のうち別図に示す5メートル	7隻以内	
	3 第1突堤のうち別図に示す40メートル	4隻以内	

寿都漁港（寿都町）の項を次のように改める。

寿 都 漁 港 (寿 都 町)	北外防波堤のうち別図に示す20メートル	6隻以内	4月1日から10月31日まで
--------------------	---------------------	------	----------------

釜谷（木古内）漁港（木古内町）の項を次のように改める。

釜 谷 (木 古 内) 漁 港 (木 古 内 町)	1 第1船揚場のうち別図に示す45メートル	14隻以内	周年
	2 西防波堤のうち別図に示す30メートル	2隻以内	
	3 南防波堤のうち別図に示す100メートル	18隻以内	

北海道告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年2月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 北見市北上433の3（次の図に示す部分に限る。）、433の4、433の5
- 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁産業振興部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第119号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成21年2月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡東神楽町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 東神楽町（次の図に示す部分に限る。）
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡東神楽町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び東神楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 八雲北檜山線 北海道函館土木現業所	二海郡八雲町東雲町76番地先から 二海郡八雲町東雲町64番7地先まで	平成21. 2.20
道道 花浦内浦線 北海道函館土木現業所	二海郡八雲町春日49番1地先から 二海郡八雲町春日110番10地先まで 二海郡八雲町本町184番2地先から 二海郡八雲町本町170番2地先（道道八雲北檜山線交点）まで	同 同

北海道告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路線名	新開旭川線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
旭川市神居町神華国有林上川中部森林管理署362林班い小班地先から旭川市神居町神華88番1地先まで		前	15.98mから 49.80mまで	830.22m	—
		後	17.13mから 49.80mまで	830.22m	—

北海道告示第122号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 河川の名称 一級河川十勝川水系然別川
- 廃川敷地等が生じた年月日 平成21年2月20日
- 廃川敷地等の位置 (左岸) 河東郡鹿追町西笹川2番2地先から
河東郡鹿追町西笹川2番7地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量 土地 26,162.82㎡

北海道告示第123号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

表の1一級河川十勝川水系然別川の欄中「第6号図」を「第6号図の2」に改める。

北海道告示第124号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 渡島東沿岸海岸保全区域の表渡島東沿岸の(6)森海岸の森町の項海岸保全区域の欄中8の事項を9の事項とし、5の事項から7の事項までを1項ずつ繰り下げ、4の事項の次に次の1事項を加える。

5 鷲ノ木地区海岸の次の基点①から基点⑧までの各点を順次に結ぶ線、基点①と補点Aを結ぶ線、補点Aと補点Bを結ぶ線及び基点⑧と補点Bを結ぶ線によって囲まれた区域

- 基点① 座標値 X = -208,928.170、Y = +23,870.215
基点② 基点①から方向角320度33分50秒の方向39.018メートルの地点
基点③ 基点②から方向角314度08分06秒の方向30.589メートルの地点
基点④ 基点③から方向角298度25分25秒の方向48.770メートルの地点
基点⑤ 基点④から方向角305度26分18秒の方向38.444メートルの地点
基点⑥ 基点⑤から方向角314度55分34秒の方向187.865メートルの地点
基点⑦ 基点⑥から方向角311度39分54秒の方向12.908メートルの地点
基点⑧ 基点⑦から方向角311度39分50秒の方向17.874メートルの地点
補点A 基点①から方向角58度00分04秒の方向95.419メートルの地点
補点B 基点⑧から方向角216度55分01秒の方向96.556メートルの地点

北海道告示第125号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年2月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項北星信用金庫の事項を次のように改める。

北星信用金庫 昭和39. 6. 1 北星信用金庫音威子府支店

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川石狩川水系幌向川及び利根別川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道札幌土木現業所事業部治水課及び岩見沢出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年2月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第16号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年2月20日

北海道渡島支庁長 畑 秀 叔

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 1台
 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 茅部郡森町姫川120番29 渡島家畜保健衛生所BSE検査室

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借（複写機に係るものに限る。）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 調達をする物品等の要求する仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に対し、迅速な点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給体制が整備されていると認められること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年2月20日（金）から同年3月6日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
 北海道渡島支庁産業振興部農務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島支庁産業振興部農務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階講堂
 （送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島支庁産業振興部農務課）
- (2) 入札日時 平成21年3月17日（火）午後3時30分（送付による場合は、3月16日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 平成21年1月30日付け北海道渡島支庁告示第4号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、渡島支庁のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれ予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格である者を落札者とする。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道渡島支庁産業振興部農務課
 - (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138-47-9491

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : lease of a copying machine 1 set
- B Bid tendering date and time : 3 : 30 P. M., March 17, 2009
(If mailed, bids must arrive no later than March 16, 2009.)
- C Contact : Agricultural affairs Division, Department of Industrial Promotion, Oshima Subprefectural Office, Hokkaido Government, 16-gou, 6-ban, 4-chome, Mihara Hakodate, Hokkaido, 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9491

北海道後志支庁告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成21年2月20日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車 1台
- 2 落札を決定した日
平成21年1月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 札幌日産自動車株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区大通西17丁目1番地23
- 4 落札金額
1,260,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年12月12日付け北海道後志支庁告示第89号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部総務課
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成21年2月20日

北海道教育庁網走教育局長 高 村 満

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 名 称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 数 量 1台 予定複写枚数 14,000枚（1か月当たり）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 北海道教育庁網走教育局

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年2月20日から同年3月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁網走教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁網走教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎4階3号会議室
(送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課)
- (2) 入札日時 平成21年3月18日（水）午前9時（送付による場合は、同年3月17日（火）までに必着のこと。）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の告示

平成21年2月3日付け北海道教育庁網走教育局告示第1号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（メールアドレス：abakyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1か月当たりの入札金額（単価）と、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を合計した金額が、最低の価格（単価）である者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
- (2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0748

11 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copy machine (Maintenance services and consumable supply included, except paper)
- B. Bid tendering date and time : 9 : 00 A. M., March 18, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than March 17, 2009.)
- C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7, Nishi 3, Abashiri, Hokkaido, 093-8619, Japan
Phone : 0152-41-0748